

柙宮秘鑑

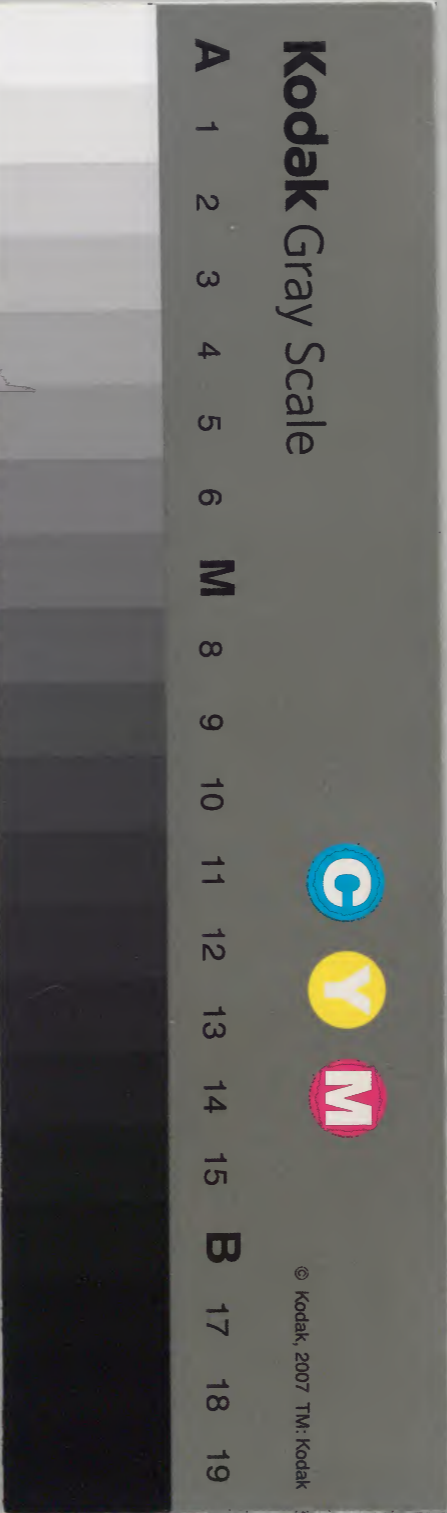
麟

和書門		
二九二	九九三	二八五三
冊架函	號	類

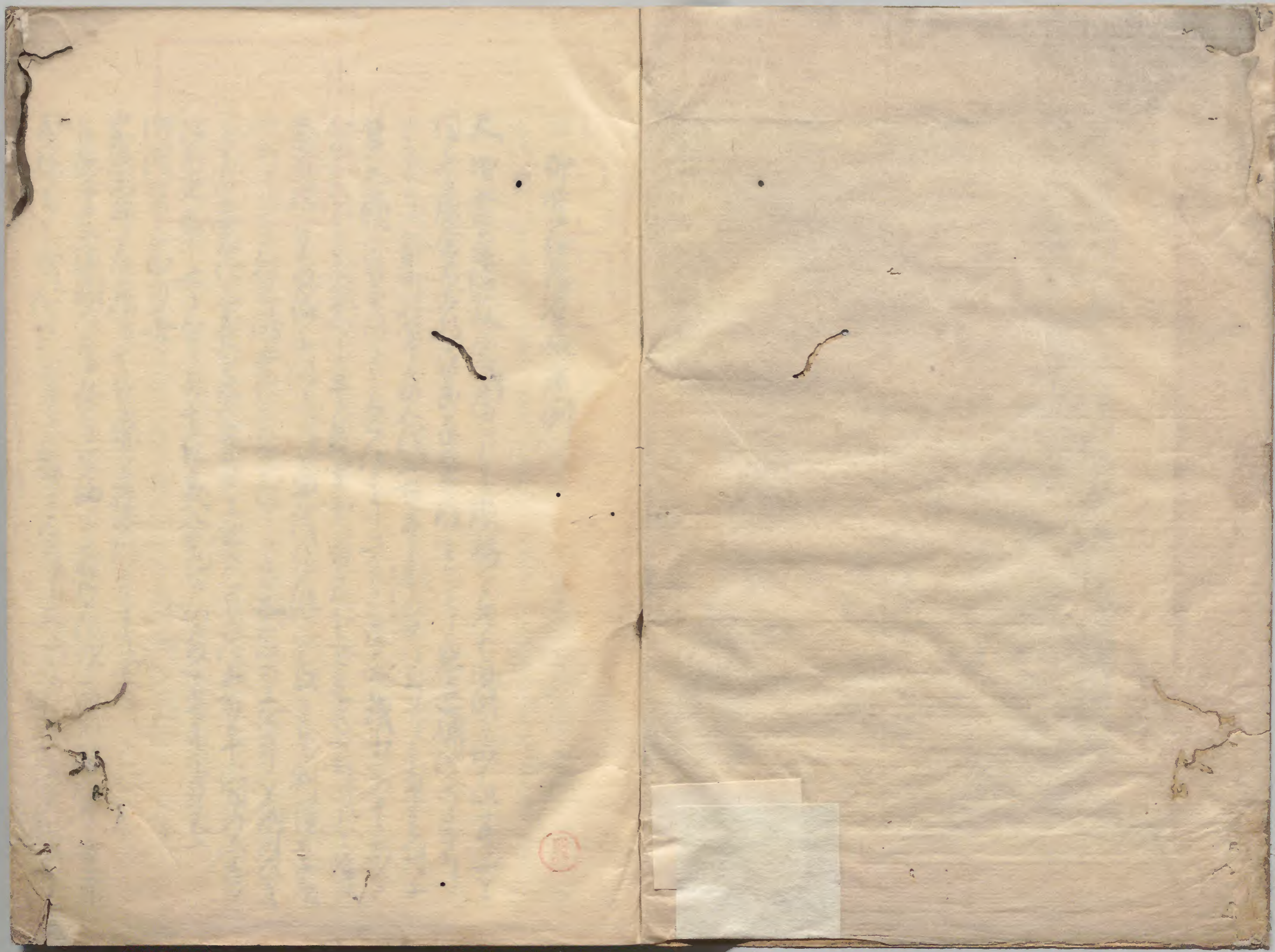
12

内閣文庫		
一五二函	二二八五三	和書
冊架	冊	號

内閣文庫		
番號	和	22853
冊數		2(1)
函號	152	12



裏面記載のない箇所は省略
綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



と御傍りも同例令時の御旨式より少くも是候へり而備の
如く先々手ある事

元文四年筆と城申の高倉より後

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

柳屋秘鑑図傳

卷之二

一 柳屋の家門家門表の御系 依りて道具

一 官書村教位

一 柳一字に戴家

一 小伝布衣候位

一 上段

一 依りて人

一 柳書

卷之三

一 遠く沙段人常格系 交代

一 草書進級

一 柳書

一 之系柳所取若菜柳孔

一 石下下能月家

西御九出後之文

病室以召京御梅上使奉書以告奠之文

御夢代之別初年御先祖以連枝之文

年中以社系并依守以名代之文

德名名官位昇進年短之文

此以元
信元
三信元

御位之象之列

御代旅役之事

御程途日之事

上野路之上列南附之文

御女中方面指示之文

卷之三

御塚自外御馬所勒之文

上野路之上御成之園之文并多圖

之節之并之宮庭御封教之文

之寺之并之寺場之文

御之御成行到之文

將軍 宮下御智之文御中振信之文

切之丹室門及之文

遷科之身教教之文

殿中座席之事

老中連判奉書之次第

包中支取法及支取之次第

卷之四

評定或合内多合之次第

御軍役並出役持方之次第

御役之次第

諸役人負取并給之次第及御役人負取

諸國關所之次第并給目付之形之次第

諸番取束之次第并切取之次第

年中仍及略上

卷之五

年始御親式之日御儀初御並奉教上の由之次第御礼七種御

具是御禮

二月之先之御禮

御對於御禮

御上各并其

三月之先之御禮

之次第

四月之先御禮

五月御禮

卷之六

六月之先御禮

七月之先御禮

八月八朔御親式

九月之先御禮

十月之先御禮

十一月

十二月御禮

卷之七

御儀習志御方御禮上の次第

御軍 官下御親式上の次第

御中九の次第並御下御禮上の次第

交代奉令元就名編子序序

御前代御式目上概

御前代御式目上概 上流場不之書

卷八

戸田志村進子將御降目並終書

中令中野牧御降目並終書

卷九

日克御社奉出列并御降目並終書

唐船御降目并十令御降目并御降目並終書

之終書

以上之書 上流之書

上流之書 御降目並終書

卷十

竹姫志願御降目並終書 御降目並終書

御降目並終書

以上之書御降目並終書 御降目並終書

御降目並終書 御降目並終書

御降目並終書 御降目並終書

惣目録終

柳菴秘傳卷之一

柳之家即家國之別年依也道真之事

一 三万俵 從之信申持徳國尾野智宗民郷

尚書中納言七中納言柳之彦下白丸

別後 柳之彦中納言之子為進之

右表向以松或赤未定之概柳之家小之准以所人持赤

以柳之家

從之信申持徳川形部郷常事郷

尚書十九年之子友右同以之居向式以表分以所柳

右白丸

柳之家

一 尾張 高宗一千九千六百八

從之信宰相常勝郷

柳之祖尾張左衛門義忠郷

東照文の所九里以毎信水加多与中尾如初ハ橋新人行致

尚書之十二年

氏書ありては唐子多保見よ申す四八年甲分と進せし
七年とては後従二位下名は清智四十二年辰州と書
之向は唐と因らる幸二万石と記しぬし公事より年
と申す親を女抱して其をたるは以て父の号を以て年
と稱せしむる十二の時冬後従二位中お四十九年辰
州の初傳白雲と引雨の幕と端とものふえ和之丁巳年
寛永四年従三位右納言と安之元年七月廿日遊
紀伊 高平中平の事

従三位中納言守中納言

御長男

従三位中納言守中納言

十九年

氏書ありては唐子多保見よ申す四八年甲分と進せし
七年とては後従二位下名は清智四十二年辰州と書
之向は唐と因らる幸二万石と記しぬし公事より年
と申す親を女抱して其をたるは以て父の号を以て年
と稱せしむる十二の時冬後従二位中お四十九年辰
州の初傳白雲と引雨の幕と端とものふえ和之丁巳年
寛永四年従三位右納言と安之元年七月廿日遊
紀伊 高平中平の事

と同日之後比高上叙せしれ親おしそ其の時とて是
杉を改めしむる同日比高上叙せしれ親おしそ其の時
の如く申すは年従三位中納言守中納言と元和元年
右納言は唐子多保見よ申す四八年甲分と進せし
七年とては後従二位下名は清智四十二年辰州と書
之向は唐と因らる幸二万石と記しぬし公事より年
と申す親を女抱して其をたるは以て父の号を以て年
と稱せしむる十二の時冬後従二位中お四十九年辰
州の初傳白雲と引雨の幕と端とものふえ和之丁巳年
寛永四年従三位右納言と安之元年七月廿日遊
紀伊 高平中平の事

従三位中納言守中納言

南東丁二年

御長男守中納言守中納言
氏書ありては唐子多保見よ申す四八年甲分と進せし
七年とては後従二位下名は清智四十二年辰州と書
之向は唐と因らる幸二万石と記しぬし公事より年
と申す親を女抱して其をたるは以て父の号を以て年
と稱せしむる十二の時冬後従二位中お四十九年辰
州の初傳白雲と引雨の幕と端とものふえ和之丁巳年
寛永四年従三位右納言と安之元年七月廿日遊
紀伊 高平中平の事

家物... 金紋... 登城有...

秋田國主

言千石

從位... 言千石

未廿六年

右同

出雲國主

言千石

右同... 言千石

杉平幸次

未廿二年

右同席

後... 言千石... 言千石

白河國主

言千石

從位... 言千石

未廿二年

言千石... 言千石

明石國主

言千石

從位... 言千石

右同席 未廿一年

右同

吉列新田内唐敷

言千石

從位... 言千石

未廿五年

右同

右同

從位... 言千石

未廿六年

右同

魚川國主

言千石

從位... 言千石

未廿六年

右同

右同... 言千石... 言千石

世に今あるものも減らして今減らさるるの事には家と備前とをいふ
唐江之國方とありし事故に以て夫を以て改初傳授ありしむを
公方と改めし同は同方と初めし事と改めし事と改めし事と改めし事と
改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と

右を部を捕事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と
の事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と
改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と

御門業と列

一 野分守代 言ふ石

杉平代守と改めし事

永正六年

一 尾州守代 言ふ石 杉平代守と改めし事

一 与州守代 言ふ石

杉平代守

永八年

一 紀伊守代 言ふ石 同列

一 上州守代 言ふ石

右の如く但し其の事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と改めし事と

一 實六初守代 言ふ石 杉平代守と改めし事

一 徳川守代 言ふ石

杉平代守と改めし事

一 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事

一 奥州守代 言ふ石

杉平代守と改めし事

一 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
二 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
三 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
四 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
五 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
六 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
七 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
八 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
九 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事
十 水戸守代 言ふ石 杉平代守と改めし事

瑞子 従二位下松平公家子松平

常例府中

高二十万石

右の如し

従二位下松平公家子松平

長子松平公家子松平公家子松平

高二十万石

常例府中

高二十万石

従五位下松平公家子松平

長子松平公家子松平公家子松平

高二十万石

常例府中

左の如し何處水産所産魚

會津城之

高二十万石

従五位下松平公家子松平

長子松平公家子松平公家子松平

高二十万石

右の如し列位親政の如し各多抱白子之如し奉内奉之如し
但親政の如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
見たり之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
中河内子之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
守之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
万石の如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
同日之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
文九尾年隱居同十二年十月十六日逝去之如し之如し之如し之如し
漢右之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し
進之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し之如し

國持

一 如美徳也 誠中之國主

高二十万石

正四位下右大臣清隆中孫松平公家子松平

中氏前田 若原性公房中八 松原君是八

常憲院殿御奉女実尾張大納言細依公の息女之 先年遊去

は唯御之奉以親式 御月見お水戸の此之殿中にて於て以之

家と目くらむを云々

全紋被袋長方袴打立傘引戸等物及之て二斗先之を指し

依也り申男と云ふ所ぬ髪何とより人之依居るを云々物子

二斗位下お松平徳政守宗辰

右同列

奥州仙臺主

古六十二万七千六百八

従四位上行左近衛中納言松平隆興守吉村

前系性 切氏守吉

全紋被袋長方袴打立傘引戸等物及之て二斗先之を指し

之が因三斗の先被袋の次を指し一切の此之奉并当依居る

之指し 奉御交代移りて上より此の此を指し

婦子 松平鐵守の守家村

筆中八 利根非若

貞右軍 若原性公房中八 松原君是八

忠臣所具女之

右同列

薩摩守湯上守主 外法派也 古七拾万八百八

従四位上行左近衛中納言松平三郎守徳辰

源姓 切氏守吉 松平中八 竹原守吉

常憲院殿御奉女実尾張大納言細依公の息女之 先年遊去

先度殿此の之を保た己年 仰入雲

右同列細川戸細代守右道長守主 奉并当依居る

御月見お水戸の此之殿中にて於て以之

婦子 松平隆興守宗辰

雜系性 竹原守吉の守家村

安藏守國主

古六十二万七千六百八

従四位下のお松平忠房守吉長

源姓 中代後野

長力禱打立奉引戸後思宗の虎皮御座及乃を云云
之がく奉命出依乃を云云 但名守の御門と通る時不
申して押立を給く 是より奉命御座の存るあり

一 嫡子 従兄位下 松平信朝の宗恒

一 因幡伯耆二子主 高平少方の名

従兄位下 松平信朝の宗恒 高平少方の名

長力禱打立奉引戸後思宗の虎皮御座及乃を云云
之がく奉命出依乃を云云

源姓 中代後野

一 侍前國主 高平少方の名

従兄位下 松平信朝の宗恒 高平少方の名

源姓 中代後野

右月引 松平信朝の宗恒

嫡子 松平信朝の宗恒

右月引 松平信朝の宗恒

一 因幡長門二子主 高平少方の名

従兄位下 松平信朝の宗恒 高平少方の名

源姓 中代後野

長力禱打立奉引戸後思宗の虎皮御座及乃を云云
之がく奉命出依乃を云云 但名守の御門と通る時不
申して押立を給く 是より奉命御座の存るあり

一 能率國主 高平少方の名

従兄位下 松平信朝の宗恒 高平少方の名

源姓 中代後野

禱打立奉引戸後思宗の虎皮御座及乃を云云
之がく奉命出依乃を云云 但名守の御門と通る時不
申して押立を給く 是より奉命御座の存るあり

禊野之奪引戸等物道其二十本等物先取之其後之傳
たりて有り

一 初月秋田 七十三万石余

従臣位下侍従佐竹右衛門左衛門藤義峯

右同職但道其二十本位士佐の先取之其後之傳
方人御入布子云々

一 伊豆國主 七十三万石九百石在

従臣位下侍従藤幸和木右衛門左衛門

右同職但道其二十本先後公家の傳之其後

一 初月赤津主 七千石在

従臣位下侍従上杉氏約左補守常房

一 長五橋打之奪引戸等物道其二十本等物先取之其後之傳
其後之傳其の傳之其後之傳其の傳之其後之傳

一 藤原之奪引 七十三万石

従臣位下侍従右中務左補則昌

常宮院殿御代國持之列位位下侍従打之奪引戸等物

初月之二十本等物先取之其後之傳其の傳之其後之傳
其の傳之其後之傳其の傳之其後之傳

一 石和郡山主 七千石在

従臣位下侍従初年甲斐守右中務

常宮院殿御代國持之列位位下侍従打之奪引戸等物
其の傳之其後之傳其の傳之其後之傳

初月之二十本等物先取之其後之傳其の傳之其後之傳
其の傳之其後之傳其の傳之其後之傳

一 御湯代の唐くは従は東に侍り日少後の回くも手元又奉るに
よしては東より平とては

一 支社奉るは賜 義孝より とも守り奉るは賜 中納言 徳田 義孝

御側近 御側近 大御方 御書院番人

御中仕組番人 甲右衛門少輔 乙右衛門 町奉行

御勘定奉行 御中仕組奉行 御書院奉行 少輔 徳孝

西へ丸出するは 幸町奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

徳孝奉行 徳孝奉行 泉列 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

御湯奉行 百人 徳孝 御湯奉行 徳孝 附 徳孝 附 徳孝

此札使名と心行着少親と大徳念にせぬと云々申端
退向と曰はぬとありて於中奉書に於ては但
書物に於ては准書と云々の便と曰ふは此の便
書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々

御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々

御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々

七

但兼有の家名 御月之を力敵と云々

御月之を力敵と云々 御月之を力敵と云々
御月之を力敵と云々 御月之を力敵と云々

准國と云々云々云々云々云々云々云々云々云々

宗對と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々

國持と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々

少任と云々云々云々云々云々云々云々云々云々
御書と云々云々云々云々云々云々云々云々云々

中後多... 山御代... 是所... 有... 行...

... 尚... 以... 及... 之... 中... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

... 御... 代... 是... 所... 有... 行... 御... 代... 是... 所... 有... 行...

今の身は何時時膝之何の成りしと云ふ又毎季九月交代あり
 但加者何所か九歳ありし町に多量に
 考ふる人持物ありしと云ふ町に多量に
 國下も自付の便ありしと云ふ町に多量に
 極日と何處より北より来りしと云ふ町に多量に
 歸府代りしと云ふ町に多量に
 一 番江田組中 兼 与力同心 在りし町に多量に
 行月交代し候合派候是時府に御申上り候と云ふ町に多量に

大坂 申 寅	二條 巳 亥	大坂 申 寅
二條 酉 卯	二條 子 午	二條 酉 卯
有る候所あり	有る候所あり	有る候所あり

大坂 子 午	大坂 戌 辰	大坂 子 午
二條 卯 酉	二條 丑 未	二條 卯 酉
有る候所あり	有る候所あり	有る候所あり

一 二條と番江田組中 兼 与力同心 在りし町に多量に
 二條と番江田組中 兼 与力同心 在りし町に多量に
 一 町奉行今より何所か九歳ありし町に多量に
 一 但三は方々人二方石人など候と云ふ町に多量に
 一 多量に何所か九歳ありし町に多量に

一 禁裏御所おし書 後 方観 あり山

徳所 長山 けいふ依をいんていふ年村治徳は
行せし

忠臣卿 夫人より行する事知しきさう家年日治徳に
お出されし時自身しと出たり是は出清一画りのりりありは
禁裏御所の若し用ありとて夜暮幕より治徳也拙おし書
善く用をせし人殺るは万石以上十治徳は御所中人余七方石
八治徳は御所中人いられしは君は治徳して治徳は御所中人
治徳は御所中人いられしは君は治徳して治徳は御所中人
治徳は御所中人いられしは君は治徳して治徳は御所中人
治徳は御所中人いられしは君は治徳して治徳は御所中人
治徳は御所中人いられしは君は治徳して治徳は御所中人
治徳は御所中人いられしは君は治徳して治徳は御所中人
治徳は御所中人いられしは君は治徳して治徳は御所中人

一 事約出清 事約出清 事約出清 事約出清 事約出清
約り九月 約り九月 約り九月 約り九月 約り九月

長後 長後 長後 長後 長後

長後 長後 長後 長後 長後

柳菴秘鑑卷之二

柳菴秘鑑卷之二

目錄

一 在永享帝御所及兼交代之事

二 禁裏進款之事

三 御所之為御所之事

四 三年御所御所及兼交代進之事

五 万石以下御所御所之事

六 西之御所御所之事

七 病室御所御所之事

八 御所代に列仕御所御所之事

九 御所代に列仕御所御所之事

十 御所代に列仕御所御所之事

十一 御所代に列仕御所御所之事

十二 御所代に列仕御所御所之事

十三 御所代に列仕御所御所之事

一 熊取 徳志 紀前 徳実 山越 主事 長務 表 陶子

一 紀前 紀前 初為 交代 三月 廿九日 末七條 表 長務 陶子

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

一 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前 紀前

右の如く

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

酒井吉部

右の如く

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

一 御代より御代へ

右何故白書具

丁卯神代より卯辰後従

常憲後殿四時中絶而所代知事也

一 卯辰神代後より菜師代に終代迄

一 卯辰神代後より卯辰神代迄

の 卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

卯辰神代後より卯辰神代迄

杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也

以外秋之始也
以外秋之終也
以外秋之始也
以外秋之終也
以外秋之始也
以外秋之終也
以外秋之始也
以外秋之終也
以外秋之始也
以外秋之終也
以外秋之始也
以外秋之終也

日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
金平殿	尾張殿	水戸殿	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木
一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日
杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木	杉年佐佐木

一日 杉年佐佐木

但御之始也
但御之終也
但御之始也
但御之終也
但御之始也
但御之終也
但御之始也
但御之終也
但御之始也
但御之終也
但御之始也
但御之終也

杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也
杉年之始也
杉年之終也

老中傳の由り去る長成傳名老中一巻の紙に但し之類
以書判之傳何し以是也

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達
老中より南郡徳政史より杉年抄の傳名抄柳より杉年抄元

御用書と抄紙の傳名老中二巻の紙に
但し杉年抄
杉年抄の事

外に杉年抄の御用書に存 殿中御用書

右に外抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達
杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 伊達老中抄の事
一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

傳の御用書に存

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

御用書に存

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 杉年抄の事より所由の元杉年抄の事史記年抄に有る伊達

一 之向是修御謄代 井伊 柳本 多長 平田
永井 水野 切原 安房 久世 井上
安信 秋元 海軍 白舟 伊代 以上

一 磯河御代 吉川 磯代 柳本 久田 杉本 伊豆 井上

一 西尾 吉屋 吉川 柳本 伊豆 井上

一 牧野 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 水谷 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 秋田 有子 水谷 片桐 常憲院殿 中代 貞孝子 甲子年三月 常憲院殿 柳本

一 柳生 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 水谷 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 秋田 有子 水谷 片桐 常憲院殿 中代 貞孝子 甲子年三月 常憲院殿 柳本

一 柳生 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 水谷 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 秋田 有子 水谷 片桐 常憲院殿 中代 貞孝子 甲子年三月 常憲院殿 柳本

一 柳生 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 水谷 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 秋田 有子 水谷 片桐 常憲院殿 中代 貞孝子 甲子年三月 常憲院殿 柳本

一 柳生 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 水谷 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 秋田 有子 水谷 片桐 常憲院殿 中代 貞孝子 甲子年三月 常憲院殿 柳本

一 柳生 柳本 磯代 保科 久田 柳本 井上

一 中之 親君公卿子長親公以連枝之家
石橋村 丸石村監 附之膳 繼處亦能之也 在石依
岩津向丸 安房也

一 中之 長親公 卿子信君公卿連枝之家
福全村 以善信 湯久 以部之卿 以善信以地
伊初之卿 湯久 在津波 之善

一 中之 福井村 勤九郎 以善信 附 伊善子 之信部
中之 信君公卿子信君公卿連枝之家
大信村 奇為 九知方 以善信以地

一 中之 福全村 勤九郎 以善信 附 伊善子 之信部
中之 信君公卿子信君公卿連枝之家
大信村 奇為 九知方 以善信以地
中之 福全村 勤九郎 以善信 附 伊善子 之信部
中之 信君公卿子信君公卿連枝之家
大信村 奇為 九知方 以善信以地

一 中之 親君公卿子長親公以連枝之家
石橋村 丸石村監 附之膳 繼處亦能之也 在石依
岩津向丸 安房也

一 中之 長親公 卿子信君公卿連枝之家
福全村 以善信 湯久 以部之卿 以善信以地
伊初之卿 湯久 在津波 之善

一 中之 福井村 勤九郎 以善信 附 伊善子 之信部
中之 信君公卿子信君公卿連枝之家
大信村 奇為 九知方 以善信以地

一 中之 福全村 勤九郎 以善信 附 伊善子 之信部
中之 信君公卿子信君公卿連枝之家
大信村 奇為 九知方 以善信以地
中之 福全村 勤九郎 以善信 附 伊善子 之信部
中之 信君公卿子信君公卿連枝之家
大信村 奇為 九知方 以善信以地

一 諸君若信後方人の為に此の如く信じて之を中興の事と為すは
御運致少好く人の心を多分備ふ事也之を七年に信じて其の如く
子母者也

一 万石の如く少くも安洋致し御例元以為之に依る所為也

一 年中御佛系 依年御名代

一 正月 四月 六月 九月 十二月
大之月 七月 九月 十月 十一月 十二月

一 二月 正月 御佛系
年中御佛系

一 正月 上野 之御佛殿七所 正月 正月 正月

一 正月 四月 増上寺 之御佛殿七所 正月 正月 正月

一 四月 廿日 上野 一二月 増上寺

一 六月 八日 上野 言保三丁 去年より

一 六月 上野 言保三丁 去年より

一 十月 増上寺

一 七月 増上寺 延明寺 七月 増上寺

一 石上野増上寺より外に御系を以て南より西天より北に中野名
代新し御系保す 庚戌年 二月 廿日

一 大御系保地は上野より西に御系保す 庚戌年 二月 廿日

一 年中御佛系 依年

一 二月 増上寺 山御社系 上野増上寺 山御社系 上野増上寺 山御社系

一 増上寺 極例 諸口 橋子 之故 列御

一 私御明方より北に列御 之及色朱木末元後より大御系

一 庚戌年 大御系 御方より南に御方より

一 四月 廿七日 紅葉山 御社系 山御社系 山御社系 山御社系
何處より列御 之故 七月 廿七日 九月 廿七日 十月 廿七日
御殿より正高 正月 廿七日 上野増上寺 山御社系 山御社系
之及色朱木末元後より大御系 山御社系 山御社系
之及色朱木末元後より大御系 山御社系 山御社系

各任月家年七人ノ出ノ多祀忌有在ノ上ノ行ノ左ノ并
御月通ノ年依ノ

帝宮院殿御代既ノ上

御法事ノ年依ノ位ノ表ノ名右ノ内ノ據集ノ四ノ上ノ初ノ

御代既ノ始ノ紅雲山 御威ノ其ノ大級既列表ノ名右ノ傳代

大右左ノ供奉據集ノ

年中御代ノ代ノ中勤ノ初ノ右ノ名更ノ相加

毎月十七日紅雲山 御代同十日 上ノ御佛殿ノ其ノ増上ノ

御佛殿ノ其ノ増上ノ御代同十日 上ノ御佛殿ノ其ノ増上ノ

御威其ノ右ノ行

諸名右宮院并進年既ノ代中

享保三ノ年二月廿七日任位ノ位

享保四ノ年九月廿七日任位ノ位中

同九月廿七日任位ノ位中

尾道中納言殿

任位中納言殿

任位左衛門尉殿

任位左衛門尉殿

中納言ノ例

正徳元ノ年二月十六日任位ノ位上

享保八ノ年八月十六日任位ノ位

同日 享保十二ノ年十二月十六日任位ノ位下

少納言ノ例

正徳六ノ年二月十六日任位ノ位下

同 享保十二ノ年十二月十六日任位ノ位下

享保文ノ年十二月十六日任位ノ位下

享保十八ノ年十二月十六日

任位ノ例

文保六ノ年二月十九日

同日 享保十二ノ年十二月十九日

正徳元ノ年二月十九日

同日 享保十二ノ年二月十九日

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

杉平院主

口引

大匠下中守

右の内中降長尺新入令 信月所及科善、所伴斗々々、
禁書者、以同、古、新、

御名代旅役、事

享保之、申、上、月、廿、下、從、位、從、下、

正、月、禁、書、者、為、年、如、所、從、位、從、下、

禁、書、者、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

信、皇、御、所、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

女、流、御、所、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

白、高、御、所、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

大、匠、御、所、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

伊、勢、上、等、家、と、を、由、美、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

右の内中降長尺新入令 信月所及科善、所伴斗々々、
禁書者、以同、古、新、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

同、上、七、月、之、御、名、代、浪、百、及、職、場、手、從、

此等之但少者九月半以前之... 澄致之... 中... 日...

御程進り...

八月十日十日十日十日十日

七日七日七日七日七日七日

六月六月六月六月六月六月

五月五月五月五月五月五月

四月四月四月四月四月四月

三月三月三月三月三月三月

二月二月二月二月二月二月

一月一月一月一月一月一月

十二月十二月十二月十二月十二月

十一月十一月十一月十一月十一月

十月十月十月十月十月十月

上野 上野 上野 上野 上野 上野 上野 上野 上野 上野

文照院殿 正徳三壬辰年十月十日

有章院殿 日六丙午年四月十日

解脫院殿 元禄三丙申年三月十日

寂林院殿 天和三癸亥年七月十日

宝樹院殿 兼徳三乙辰年三月十日

沈水院殿 享保八乙酉年十月十日

月溪院殿 正徳四甲午年八月十日

齡三院殿 慶安元戊子年七月十日

寛徳院殿 副將軍家御公舎中

宝永七乙酉年六月十日

了庵院殿 延宝四丙辰年八月十日

養心院殿 屋原中御公細御

元禄三乙卯年六月十日

峯岩院殿 珍向六御公舎中

宝永十癸酉年二月十日

上野

日

日走御門院

享保八乙酉年十月十日

上野

比文様

享保八乙酉年十月十日

上野

上野

天孫院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

信通院

淨觀院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

智信院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

信通院

之原^上院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

淨觀院殿

中^上院殿

寛永十五年四月十日

淨觀院殿

延宝六年九月十日

信通院

淨觀院殿

延宝六年九月十日

淨觀院殿

延宝六年九月十日

淨觀院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

信通院

淨觀院殿

延宝六年九月十日

信通院

淨觀院殿

延宝六年九月十日

信通院

淨觀院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

信通院

淨觀院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

信通院

淨觀院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

信通院

淨觀院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

信通院

靈仙院殿

子代^上院殿 延宝三年三月十日

明心院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

明心院殿

寛永元^{甲子}年三月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

明心院殿

延宝六年九月十日

延宝六年六月十日

中照院寺修 延宝八年申年五月十日

瑞珍院殿 延宝八年申年五月十日

延宝八年申年五月十日

大明院寺修 延宝八年申年四月十日

后水尾院帝 延宝八年申年八月十日

后光明天院帝 延宝八年申年九月十日

天宗院殿 延宝八年申年九月十日

延宝八年申年九月十日

后西院帝 延宝八年申年二月十日

桂昌院殿 延宝八年申年二月十日

延宝八年申年二月十日

后春院殿 延宝八年申年二月十日

延宝八年申年二月十日

后陽成帝 延宝八年八月十日

天皇院殿 延宝八年八月十日

延宝八年八月十日

圆光院殿 延宝八年七月十日

淨住院殿 延宝八年七月十日

延宝八年七月十日

智幼院殿 延宝八年七月十日

延宝八年七月十日

長昌院殿 延宝八年九月十日

淨威公女中初云杉房殿 延宝八年七月十日

順性院殿 延宝八年七月十日

延宝八年七月十日

上野院寺修 延宝八年七月十日

上野院寺修 延宝八年七月十日

東照院 延宝八年七月十日

大猷院殿 延宝八年七月十日

嚴布院殿
常寧院殿
淨光院殿
寧安院殿
宣統院殿
長安院殿
海國院殿

一 寧安院殿
一 龍崗院殿
一 龍崗院殿
一 龍崗院殿
一 龍崗院殿
一 龍崗院殿
一 龍崗院殿

津村寺院
大慈院
初智院
奉性院
初智院
林光院
福泉院

檀昌院殿
崇源院殿
淨性院殿
靈仙院殿
明信院殿
一 御靈屋役
寮名一福
新化役名
御幸方所
從匠王基院殿
從匠信月光院殿
養仙院殿
非那君
道淨院殿
法心院殿

一 御靈屋役
寮名一福
新化役名
御幸方所
從匠王基院殿
從匠信月光院殿
養仙院殿
非那君
道淨院殿
法心院殿

佛心院
最勝院
誓蓮院
信蓮院
無蓮院
淨蓮院
初智院
地滿院
太田權樂
文照院殿
有音院殿
松平太閤
家系代

一 考史後殿
一 法心後殿

大圖傳及
新印友牛也
宮所殿

柳堂秘鑑卷之三

柳堂秘鑑卷之三

目錄

- 柳堂內所書州勅之次第
- 上座法堂之柳城先因之定並書
- 少平白之系家底山對狀之長少事
- 出年之長寄陽之定
- 新印所成仍列之次第
- 柳堂宮下家務之長知甲招信之書
- 切支母字之及事
- 羅和之自親親之書之及
- 殿甲之序之及
- 知甲之連利奉書之及
- 知甲之亂法及之及

西九沙玄園前
 山望
 少別務
 西九沙若州前
 蓮池沙門
 西九中江切
 西九中江沙門
 西九柳之右
 之九治遠
 西九久沙馬不
 御室卷
 御天守
 上埋沙門
 下埋沙門
 新沙門

沙書院番与力同心
 沙先子兼与力同心
 沙百与力同心
 西九以与力同心
 沙先子以力同心
 沙先子以力同心
 西九以与力同心
 西九以与力同心
 沙先子以力同心
 沙先子以力同心
 沙先子以力同心
 沙先子以力同心
 沙先子以力同心
 沙先子以力同心

御書院番
 中上上番
 御風卷
 同所中乃番所
 御長金沙門
 自長金沙門
 沙先教德下沙門
 日西九
 御長金沙門
 沙先教德下沙門
 御長金沙門
 沙先教德下沙門
 御長金沙門
 沙先教德下沙門
 御長金沙門
 沙先教德下沙門

一中上上番
 一沙先中上上番
 一新長金沙門
 一自長金沙門
 一之九沙先教德下沙門
 一御長中上上番
 一自長金沙門
 一之九沙先教德下沙門
 一御長中上上番
 一自長金沙門
 一之九沙先教德下沙門
 一御長中上上番
 一自長金沙門
 一之九沙先教德下沙門

松平忠房 長年号

日守社

御例元 大目附 内目附

大目附 侍所人向 常ノ上下之御

御所ノ旨在自内 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 長柄部

御所ノ旨 長柄部

御所ノ旨

石十部 石十部 石十部

石十部 石十部 石十部

石十部 石十部 石十部

石十部 石十部 石十部

石十部 石十部

御所ノ旨

御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

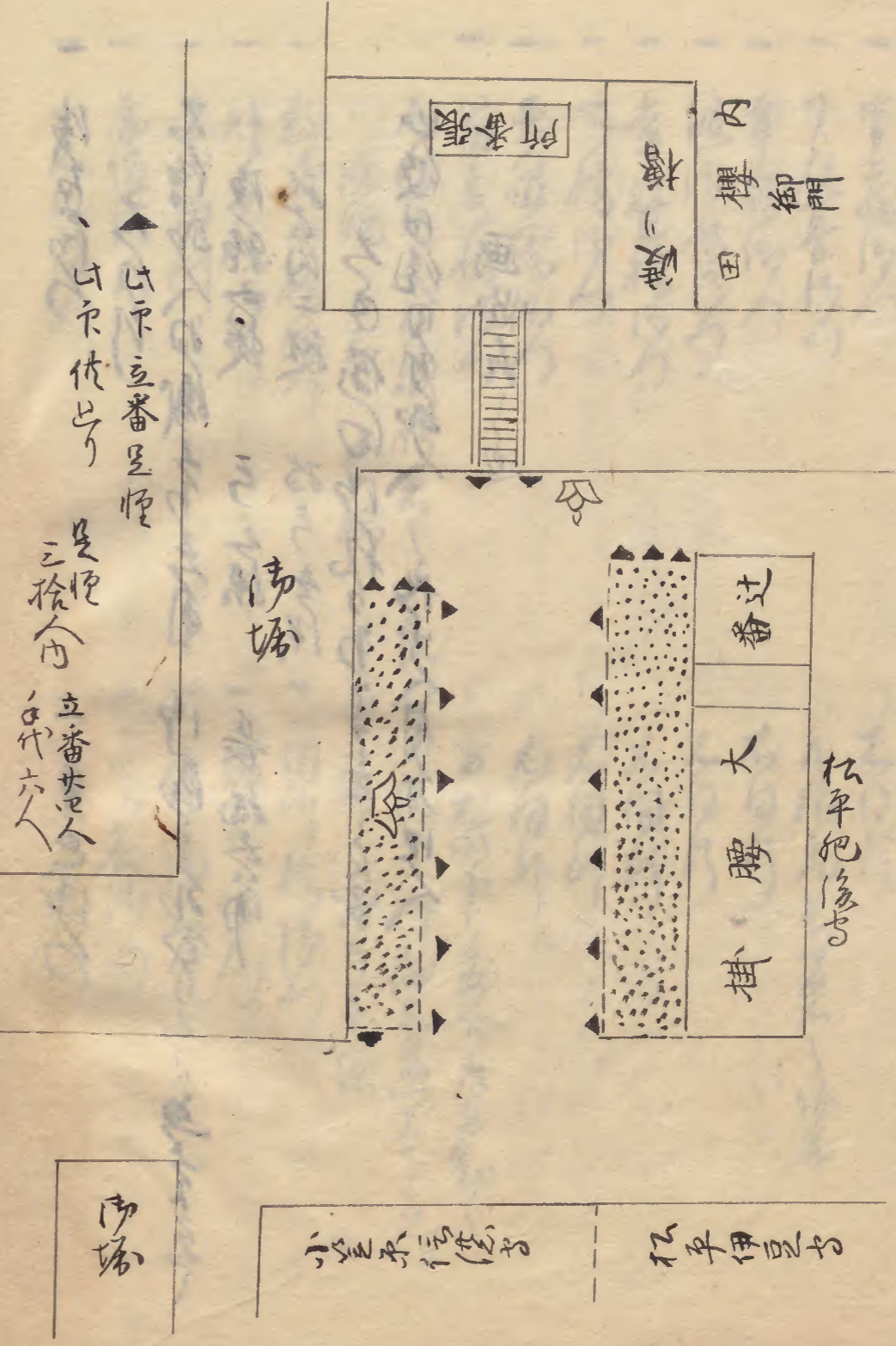
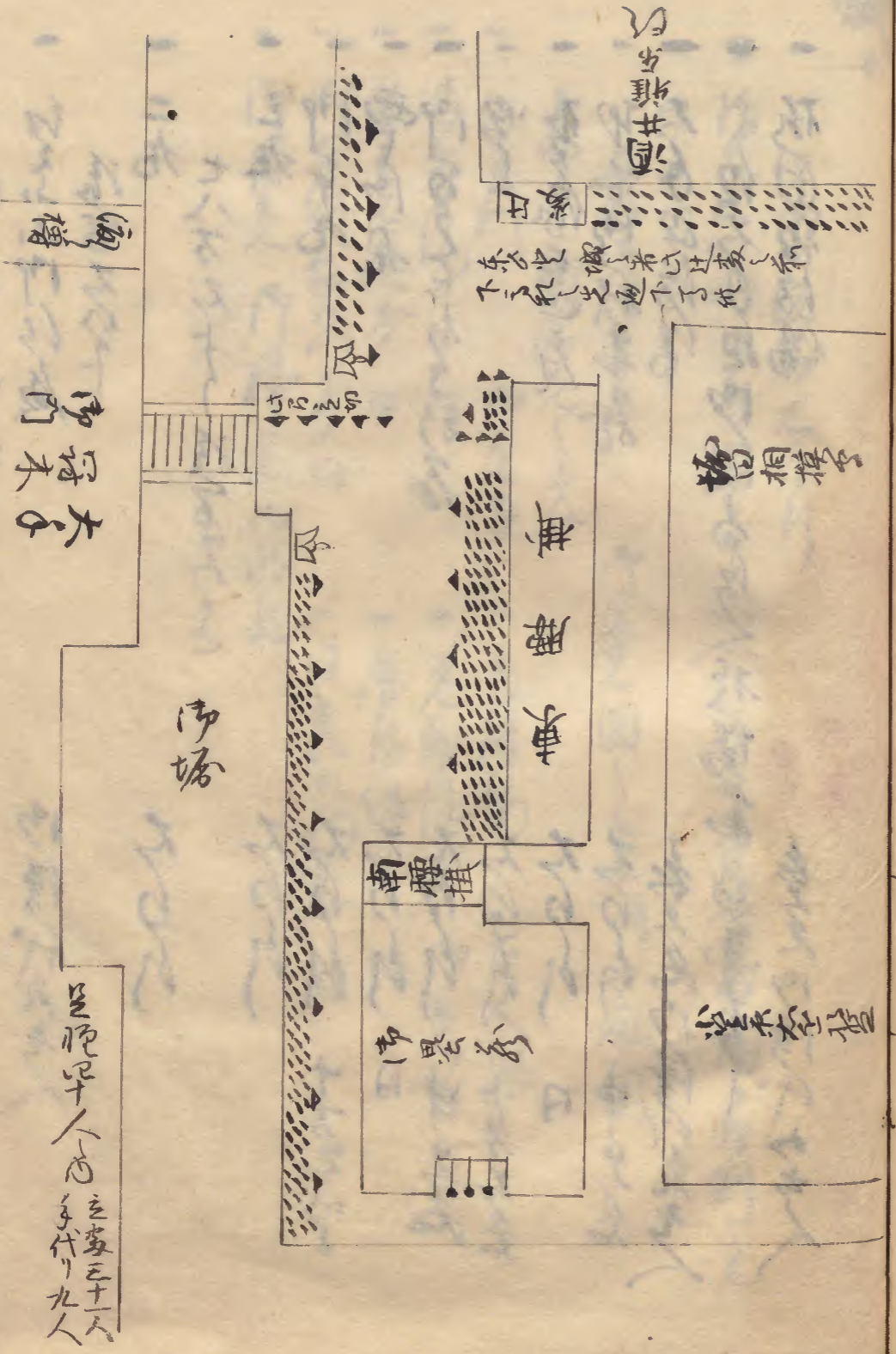
御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨

御所ノ旨 御所ノ旨 御所ノ旨



新く大いなる御事

紅毛山御所

後方より下

二九

七八方より下

二九

御所

西御所

御所より西御所

御所

御所より西御所

御所より西御所

御所より西御所

御所より西御所

御所より西御所

山後代官人

右のり

右のり

右のり

右のり

右のり

右のり

右のり

右のり

右のり

山後代官人

但中御所より

防長を勘目するなりと云ふ事先考御所より

のり

上御所より

御所より

御所より

御所より

御所より

御所より

御所より

御所より

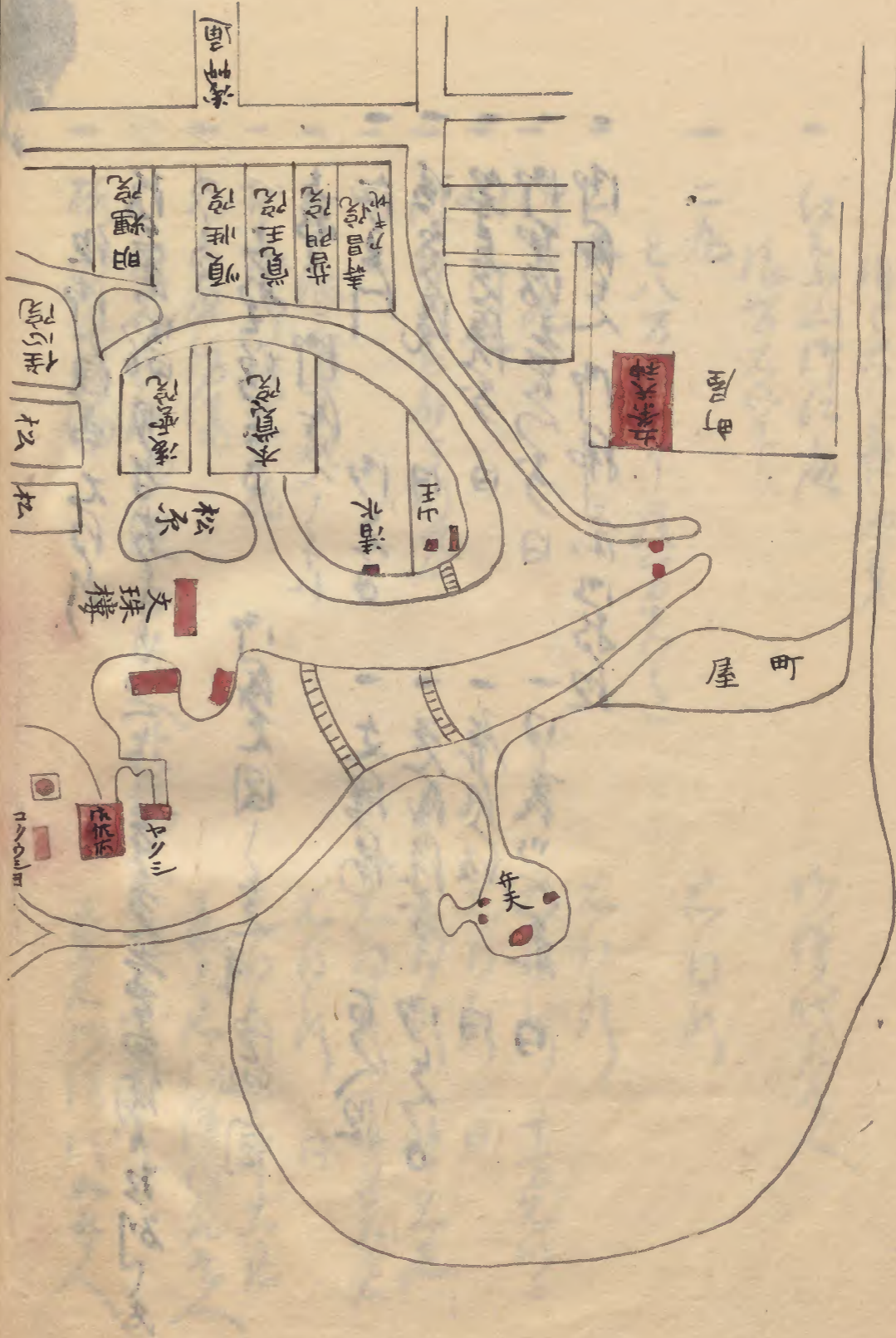
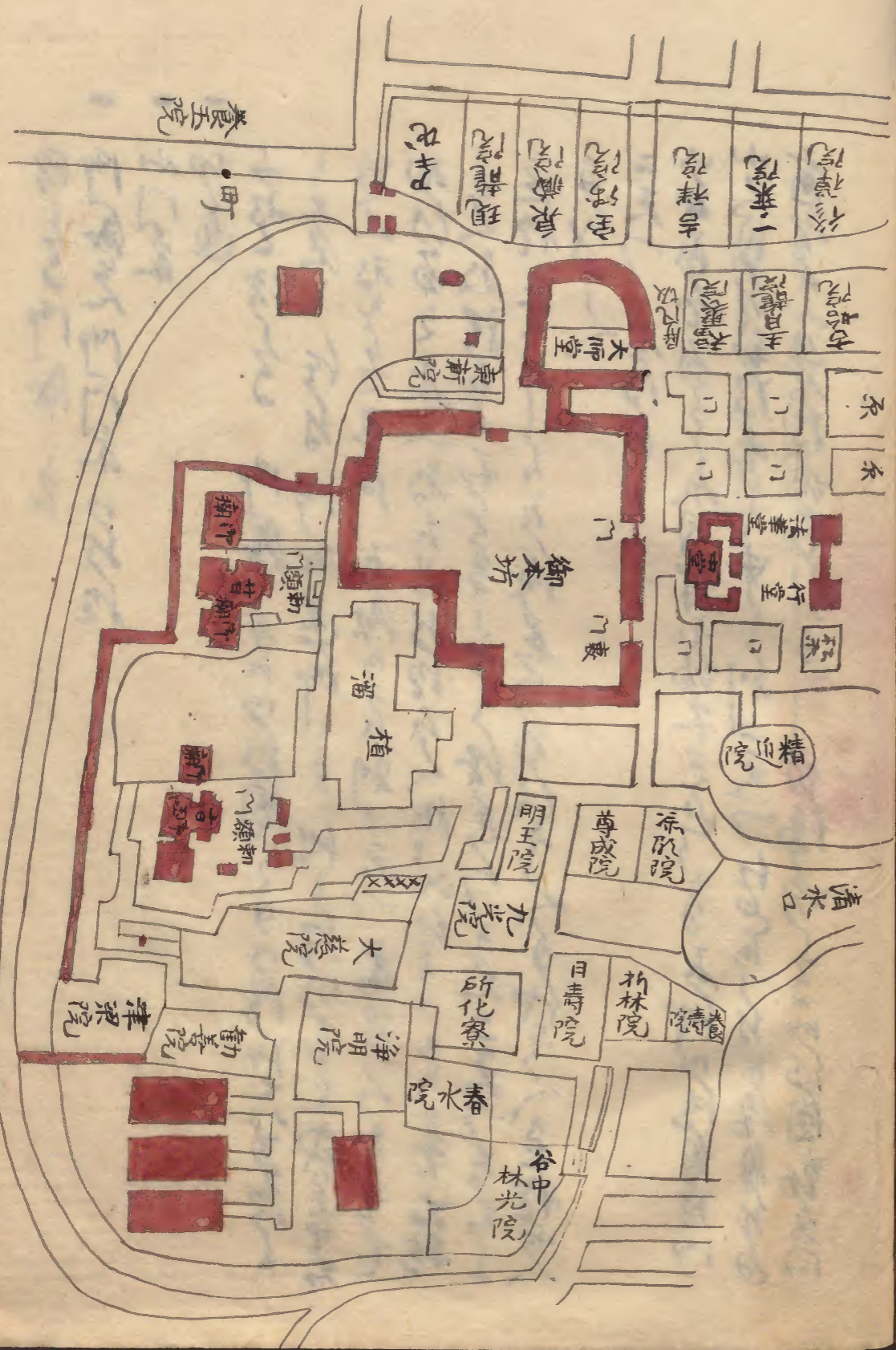
一文御所

一文御所

一文御所

一文御所

一文御所



少部夕兼子家流師訂於長年

御書院 一也 一中 一也

少部夕兼子家流師訂於長年

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

御書院 一也 一中 一也

國史記の能具りて有る難子具りて有る事是れ也
 故より其年 宣下又の自ら家無後多しを中程居
 して難子具りて有るは一家を思ふ事能具りて有る
 此れ也

世の治世の何れも其後を斗能具りて有る事也
 伊豫の氏も其後を斗能具りて有る事也

一 國史記の能具りて有る事也 宣下又の自ら家無後多しを中程居
 して難子具りて有るは一家を思ふ事能具りて有る
 此れ也

名在る也

切支丹宗の改革

一 例年七月より一月迄の月日不記の事ありて
 之の事又その事也 宣下又の自ら家無後多しを中程居
 して難子具りて有るは一家を思ふ事能具りて有る
 此れ也

一 宣下又の自ら家無後多しを中程居して難子具りて有るは一家を思ふ事能具りて有る此れ也

とやまは所「統」所代とありは保内外と成り可
方丁は九の所の由きしを所「統」後を山まゝに
を多所と山まゝの統威り元年の神目よりか
るしり

或人曰 予神志者と夜多睡ゆはしりて其分ハハ
し所中山とゆふをそとありし所所庭庭しりたり
上さちりてと朝の事多しりし所その傍り
少教りて事多しりて細く細くして事多しり
所ら別事多しりて事多しりて事多しり
たし所より所より二つとありて事多しり
ゆとの 上さちりて事多しりて事多しり
と人しりて事多しりて事多しりて事多しり
ゆふと事多しりて事多しりて事多しり
事多しりて事多しりて事多しりて事多しり
て事多しりて事多しりて事多しりて事多しり

空如のらまゝと人なりて事多しりて事多しり
ゆふと事多しりて事多しりて事多しり
このゆふと事多しりて事多しりて事多しり
しりて事多しりて事多しりて事多しり
のゆふと事多しりて事多しりて事多しり

所中「所」所

所「所」所
所「所」所

本所より所「所」所
しりて事多しりて事多しりて事多しり
ゆふと事多しりて事多しりて事多しり
所「所」所
ゆふと事多しりて事多しりて事多しり
所「所」所

奥越とて奉書二判

右奉書は元寛文四年四月に作付但左名知
かゝりては御朱とて御書ありしより一
作付の上より分書ありしより一
但左名知より分書ありしより一
御中より御書ありしより一

禁裏御所方より御門内國持友より分書ありしより一
石以下交代ありしより一

東長 相前 知久 忠三郎 定和 在左衛門
御中より分書ありしより一
大進御書ありしより一

御所中家代式に據り又二奉書ありしより一
知り刻 一 三國御用 一 御所刻元

一 御所刻元 一 御所刻元
一 御所刻元 一 御所刻元

御所刻元 一 御所刻元
御所刻元 一 御所刻元

元年一奉書二判

御所刻元 一 御所刻元
御所刻元 一 御所刻元

御所刻元 一 御所刻元
御所刻元 一 御所刻元

御所刻元 一 御所刻元
御所刻元 一 御所刻元

御所刻元 一 御所刻元
御所刻元 一 御所刻元

御所刻元 一 御所刻元
御所刻元 一 御所刻元

儒者

醫師

一 由之相子力

一 沙村年事力

一 以上子力

一 極田山由力

一 信州原力

一 伊田子力

一 比類子力

一 所著子力

一 伊子力

一 比同子力

一 中人力

一 伊子力

一 比同子力

一 齊子力

一 伊子力

一 極樂

一 切河原

一 後原

一 紅山山人

一 同所子力

一 樂人

一 伊子力

一 伊子力

一 一子力

一 伊子力

一 伊子力

一 一子力

一 伊子力

一 伊子力

一 一子力

一 伊子力

一 伊子力

一 一子力

一 伊子力

一 伊子力

一 一子力

一 日向通如自力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

一 伊子力

地刻 所抄集

一 山溪石池方石 一 山石池

但所居安所 ハニ 池石の石を石に作る所の海より南
山石池より方石人をして中へ集るる名を所段人
書は是將中より石を石に作る所の海より南
方石段人の方石を今より所段人といふ
所段人勿論石に作る所の海より南
方石段人より所段人

山石池

山中过者 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

痛乃子田 ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

山石池より南 但所居ハニ 山石池より南

柳字秘鑑卷之二終

柳字秘鑑卷之四

目錄

- 許定或曰立合回多合之是
- 柳軍及系以投抄方之是
- 柳及字之是
- 柳及人自及系
- 柳國字之是
- 詠書元末之是

柳屋秘傳巻之四

評定或の之合由多合と云

一 支秋より 町奉行 評定定より 以て之を之よりと云

評定定は評定 町奉行 評定定より 町奉行 評定定より

一 町奉行 評定定より 町奉行 評定定より 町奉行 評定定より

町奉行 評定定より 町奉行 評定定より 町奉行 評定定より

町奉行 評定定より 町奉行 評定定より 町奉行 評定定より

大車多 町奉行 評定定より

評定定より

一 毎月 町奉行 評定定より

町奉行 評定定より 町奉行 評定定より 町奉行 評定定より

町奉行 評定定より 町奉行 評定定より 町奉行 評定定より

町奉行 評定定より

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

一万石	日	一万石	日	一万石	日
九千石	廿七人	九千石	廿七人	九千石	廿七人
八千石	日	八千石	日	八千石	日
七千石	日	七千石	日	七千石	日
六千石	日	六千石	日	六千石	日
五千石	日	五千石	日	五千石	日
四千石	廿六人	四千石	廿六人	四千石	廿六人
三千石	廿六人	三千石	廿六人	三千石	廿六人
二千石	廿六人	二千石	廿六人	二千石	廿六人
一千石	廿六人	一千石	廿六人	一千石	廿六人
六百石	廿六人	六百石	廿六人	六百石	廿六人
五百石	廿六人	五百石	廿六人	五百石	廿六人
四百石	廿六人	四百石	廿六人	四百石	廿六人
三百石	廿六人	三百石	廿六人	三百石	廿六人
二百石	廿六人	二百石	廿六人	二百石	廿六人
一百石	廿六人	一百石	廿六人	一百石	廿六人

一、通に... 慶長廿二年... 江戸...

一万石	廿七人	一万石	廿七人
九千石	廿七人	九千石	廿七人
八千石	廿七人	八千石	廿七人
七千石	廿七人	七千石	廿七人
六千石	廿七人	六千石	廿七人
五千石	廿七人	五千石	廿七人
四千石	廿七人	四千石	廿七人
三千石	廿七人	三千石	廿七人
二千石	廿七人	二千石	廿七人
一千石	廿七人	一千石	廿七人
六百石	廿七人	六百石	廿七人
五百石	廿七人	五百石	廿七人
四百石	廿七人	四百石	廿七人
三百石	廿七人	三百石	廿七人
二百石	廿七人	二百石	廿七人
一百石	廿七人	一百石	廿七人

御側元 御方之長 工御者氏

之方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

御方之長 御方之長

十人

監獄方役武人 伊波子一多常 役科平人孫持

御幼定知取十之百 所殿取之人

御幼定知取十之百 役科之百係

屋敷及 只人 役科廿人孫持

代友 役科

至御医師 役科之百係

元方御方御全方力八人 役科之百係

御書書堂役 役科之百係

御書役 役科之百係

御書為書人少揚古抄百之取人

奥御書為書人 役科之百係

長御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

御書為書人 役科之百係

信長御 御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

常憲屋敷

御代は信長御人

信長御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

三降御代は信長

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

御人

長山ノ所及ノ何處ヲ 所元七 仁月

諸書元末上ノ御切年並ニノ事

御至院番御下世但各各元

二百係

新御番元

御百中係

左御番元

御百係

少中ノ如

万係上ノ野物

御至多由字之元所當氣物者七中係上ノ野物式ノ万係

御切定元

百係上ノ野物 御月身切定元 万中係

御身元

七中表式ノ百係上ノ野物

御初多由

百係上ノ野物 野物上ノ野物

御後月身

百係上ノ野物

日御氏

百係上ノ野物

御後

御百係

御同明

七中係上ノ野物

御切定元

百係上ノ野物

御切定元 御切定元 御切定元 御切定元

与力此百中係上ノ野物 御切定元 御切定元 御切定元

同ノ中係上ノ野物 御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

御切定元 御切定元 御切定元

少田事元

少田事元

上河碓氷中土丹後信濃播磨川中江道

客年改之

田原山城也

上河川段上中江信濃林是利名佐野道

是改之

河野是後也

上河高利上段宣段上河道

是改之

沼井雅楽也

上河市上河越後信濃道

是改之

杉平七郎是也

上河國名市信濃上河市也

是改之

久野改之也

上河市上河信濃上河市也

是改之

上河市上河信濃上河市也

是改之

上河市上河信濃上河市也

是改之

信濃路内改

信濃路内改

日福中河信濃上河信濃上河信濃

日少河川 常川 信濃上河

日 野分 常川 信濃上河

常川 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

信濃上河 信濃上河 信濃上河

家柄の男の種はあつていふまでいふ
一 三浦の先達を名乗る事ありて其のあはれよりいふは
ありてあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは
事

右のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

貞享二年四月

奉

字物 何故 三浦の先達を名乗る事ありて

福元 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

右のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

比良尾 此のあつていふはあつていふはあつていふはあつていふは

長門

比良尾

比良尾

貞享二年九月廿六

何のあつていふは

比良尾

一 山崎重初所司代但西小節上り初り女子能之他以代是
 一 右ノ外而一女子能之也
 一 左ノ外而一女子能之也
 一 引地ノ外而一女子能之也
 一 方一



初之秘監卷之白紙

